

令和6年度第1回
武蔵村山市地域公共交通協議会 次第

日時:令和6年9月30日(月) 午後3時から
場所:さくらホール展示室

- ◎ 委嘱書の交付
- ◎ 市長あいさつ
- ◎ 委員紹介

開 会

報告事項 武蔵村山市地域公共交通協議会について

議 題 1 会長及び副会長の選任

議 題 2 会議の公開に関する取扱い

議 題 3 地域公共交通計画の作成について

- ・ 地域公共交通計画とは
- ・ 武蔵村山市の現況
- ・ アンケート調査の実施
- ・ ヒアリング調査の実施

そ の 他

閉 会

配布資料

資料 1	令和6年度武蔵村山市地域公共交通協議会委員名簿
資料 2	武蔵村山市地域公共交通協議会条例
資料 3	武蔵村山市地域公共交通協議会について
資料 4-1	武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針
資料 4-2	武蔵村山市地域公共交通協議会の会議の公開に関する運営要領(案)
資料 5	地域公共交通計画について
資料 6	武蔵村山市の上位計画等について
資料 7	武蔵村山市の現況について
資料 8	各種アンケートの実施方針について (別紙:市民向け調査票、路線バス・MM シャトル・むらタク利用者調査票)
資料 9	ヒアリング調査の実施方針について
参考資料	武蔵村山市内のバス路線網図(A3)
参考資料	MM シャトルリーフレット、むらタクリーフレット、MM シャトル時刻表パンフレット、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えた公共交通の基本方針

【報告事項】

武蔵村山市地域公共交通協議会について

資料2 武蔵村山市地域公共交通協議会条例

資料3 武蔵村山市地域公共交通協議会について

- 地域公共交通会議から地域公共交通協議会へ

地域公共交通会議

地域の实情に即した輸送サービスの実現に関することを協議
市内循環バス「MM シャトル」や乗合タクシー「むらタク」の運行等について協議

地域公共交通協議会

地域の实情に即した輸送サービスの実現に関することを協議
市内循環バス「MM シャトル」や乗合タクシー「むらタク」の運行等について協議

+

地域公共交通計画の作成及び変更等に関する協議

多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据え、地域にとって望ましい公共交通サービスの姿を明らかにし、持続可能なサービスの提供を確保するため

1 設置の目的

地域公共交通計画の作成及び実施に関すること、地域の实情に即した輸送サービスの実現に関することを協議する。

2 所掌事項

- (1) 地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (2) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 道路運送法施行規則第49条第1項に定める交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要なこと。

【議題1】

会長及び副会長の選任について

武蔵村山市地域公共交通協議会の会長及び副会長を決定する。

(参考)

○ 武蔵村山市地域公共交通協議会条例(抜粋)(資料2)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会長の選任

副会長の選任

【議題2】

会議の公開に関する取扱い

資料4-1 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

資料4-2 武蔵村山市地域公共交通協議会の会議の公開に関する運営要領(案)

○ 会議の公開に関する運営要領(案)

次に掲げるとおりとする。

- (1) 「武蔵村山市地域公共交通協議会」の会議は、公開を原則とする。
- (2) 会議の公開は、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針(資料4-1)」に定めるところによるほか、「武蔵村山市地域公共交通協議会の会議の公開に関する運営要領(案)(資料4-2)」のとおりとする。

○ 会議録の作成及び公表について(案)

次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議録は公表する。
- (2) 会議録の形式は、概要を記載する方式とし、発言者氏名は記載しない。
- (3) 次回会議において承認を得て確定したのち、公表する。ただし、翌月までに会議の開催がないときは、出席委員全員に送付することにより承認を得るものとする。
- (4) 公表の方法は、市政情報コーナーへ備え付けるとともに、市のホームページへ掲載することにより行う。

【議題3】

地域公共交通計画の作成について

- 資料5 地域公共交通計画について
- 資料6 武蔵村山市の現状について
- 資料7 各種アンケートの実施方針について
- 資料8 ヒアリング調査の実施方針について

○ 地域公共交通計画について

○ 武蔵村山市の現状について

○ 各種アンケートの実施方針について

○ ヒアリング調査の実施について